令和　　年　　月　　日

【元請業者】

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　様

　【下請業者】

住所（所在地）

商号（名称）

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※自署又は記名押印

労働環境の確保に係る誓約書

　津市公契約条例（以下「条例」という。）第６条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

　また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報について異議はありません。

記

１　津市公契約条例施行規則第８条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。

２　関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。

３　条例第７条第１項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。

４　労働者が条例第９条第１項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。

５　労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。

６　労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。

７　市長等が行う施策に協力すること。

８　労働報酬下限額の運用について

⑴　運用対象契約に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。

⑵　対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。

⑶　元請業者が指定する日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。なお、労働状況台帳は元請業者を経由して津市へ提出される。

⑷　労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

⑸　対象契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、当該運用について周知を徹底するとともに、労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。なお、当誓約書の写しは元請業者を経由して津市へ提出される。

⑹　⑴から⑸に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。

令和　　年　　月　　日

【元請業者】

住所（所在地）

商号（名称）

下請契約を締結した日を記入して下さい。

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　様

下請業者が元請業者に対して誓約します。

なお、二次下請以降の業者も元請業者に対して誓約します。

　【下請業者】

住所（所在地）

商号（名称）

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※自署又は記名押印

労働環境の確保に係る誓約書

　津市公契約条例（以下「条例」という。）第６条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

　また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報について異議はありません。

労働環境の確保に係る誓約書は、業務（工事）の従事期間に係わらず、法人と労働者性の無い個人事業主は全て、下請契約と同時に提出が必要です。

記

１　津市公契約条例施行規則第８条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。

２　関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。

３　条例第７条第１項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。

４　労働者が条例第９条第１項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。

５　労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。

６　労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。

７　市長等が行う施策に協力すること。

８　労働報酬下限額の運用について

⑴　運用対象契約に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。

⑵　対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。

⑶　元請業者が指定する日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。なお、労働状況台帳は元請業者を経由して津市へ提出される。

⑷　労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

⑸　対象契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、当該運用について周知を徹底するとともに、労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。なお、当誓約書の写しは元請業者を経由して津市へ提出される。

⑹　⑴から⑸に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。